

令和5年5月7日までの国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月

(令和5年5月8日更新)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、同日以降は、政府として一律に感染対策を求めることはなくなります。

令和5年5月7日までの、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や、申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、過去年分の申告等の参考としてください。

※ このFAQは、令和5年5月8日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 期限までに申告等ができなかった場合の個別延長

〔令和5年5月8日更新〕 6

問2. 簡易な方法による個別延長 〔令和4年4月18日更新〕 7

問3. 個別指定による延長後の申告・納付期限

〔令和4年12月20日更新〕 8

問4. 申告所得税等以外の税目の個別延長

〔令和4年4月18日更新〕 9

問5. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由

〔令和4年4月18日更新〕 10

問6. 法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について

〔令和4年4月18日更新〕 12

<個別延長の対象>

問7. 期限の個別延長の対象となる手続〔令和3年4月6日更新〕 14

問8. 青色申告の承認申請の取扱い 〔令和4年12月20日更新〕 15

問9. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限

の延長について 〔令和3年12月17日更新〕 17

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問10. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長 18

問11. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長

〔令和3年12月17日更新〕 19

問 12. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔令和 3 年 12 月 17 日更新〕	19
問 13. 相続財産の分割協議が成立していない場合の相続税の 申告等の期限延長〔令和 3 年 12 月 17 日追加〕	20
<期限の個別延長の手続>	
問 14. 個別延長のための申請手続の期限について 〔令和 4 年 4 月 18 日更新〕	21
2 納付等の手続関係	
問 1. 国税の納付方法について〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	22
問 2. ダイレクト納付への影響〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	23
問 3. 既に納付期限が 3 月 15 日と印字された納付書の使用 〔令和 4 年 2 月 3 日更新〕	23
問 4. 預貯金口座からの振替日について〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	24
<還付申告の取扱い>	
問 5. 還付申告された方々への還付金の支払時期 〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	25
3 納付の猶予制度関係	
問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合 〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	26
問 2. 猶予制度の概要について〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	27
<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>	
問 3. 収入が大幅に減少した場合〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	28
問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合 〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	29
問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合 〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	30
<納付の猶予制度の手続等>	
問 6. 納付の猶予制度の必要書類について〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	31
問 7. 担保の提供について〔令和 3 年 12 月 17 日更新〕	32
4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係	
<法人税に関する取扱い>	
問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い	33
問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	34
問 3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い 〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	35

問3-2. ワクチンの職域接種に係る会場準備費用の負担を求めない場合の 取扱い〔令和3年7月2日追加〕	36
問4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合 〔令和2年4月30日更新〕	38
問5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合 〔令和2年4月13日追加〕	39
問5-2. プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援 〔令和2年5月15日追加〕	40
問6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額 〔令和2年4月13日追加〕	41
問6-2. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額 〔令和2年4月13日追加〕	42
問6-3. 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期 〔令和2年6月12日追加〕	43
問7. 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い 〔令和3年3月26日更新〕	44
問7-2. 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る 利子補給金の収益計上時期〔令和3年2月26日追加〕	47
問7-3. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に 関する収益計上時期の取扱い〔令和3年2月26日追加〕	49

＜所得税に関する取扱い＞

(各種所得の区分と計算)

問8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い 〔令和4年12月20日更新〕	50
問9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い 〔令和3年1月13日更新〕	52
問9-2. 助成金等の収入計上時期の取扱い〔令和4年12月20日更新〕	53
問9-3. 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い 〔令和2年5月15日追加〕	57
問9-4. 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い 〔令和2年5月15日追加〕	58
問9-5. 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い 〔令和3年5月31日追加〕	60
問9-6. ワクチンの職域接種により接種を受けた者の所得税の課税関係 〔令和3年7月2日追加〕	62
問9-7. ワクチンの職域接種に係る接種会場までの交通費の取扱い 〔令和3年7月2日追加〕	63
問9-8. ワクチンの職域接種に係るデジタルワクチン接種証明書の取得費 用の取扱い〔令和3年7月2日追加〕	64

問 10. 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い	
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	65
問 11. 日本から出国できない場合の取扱い〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	66
問 11-2. 海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる 場合の取扱い〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	67
問 11-3. 一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	68
問 11-4. 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	69
(所得控除)	
問 12. マスク購入費用の医療費控除の適用について 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	71
問 12-2. P C R 検査費用の医療費控除の適用について 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	72
問 12-3. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	73
<贈与税に関する取扱い>	
問 13. 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等 の延長について〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	74
<消費税に関する取扱い>	
問 14. 賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について 〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	75
問 14-2. 事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等の 消費税の取扱い〔令和 3 年 2 月 26 日追加〕	76
問 14-3. 医療機関が受領するワクチンの接種事業に係る委託料の 消費税の取扱い〔令和 3 年 6 月 22 日追加〕	77
<租税条約に関する取扱い>	
問 15. 国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出 できない場合の取扱い〔令和 2 年 5 月 29 日追加〕	79
問 15-2. 租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない 場合の取扱い〔令和 2 年 5 月 29 日追加〕	80

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

問 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	81
---	----

<納税の猶予制度の特例>

問 2. 納税の猶予制度の特例〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕	82
-------------------------------------	----

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

問 3. 欠損金の繰戻しによる還付の特例〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕………… 83

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

問 4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕………… 84

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用>

問 5. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権

を放棄した観客等への寄附金控除の適用〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕… 85

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

問 6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕…… 86

問 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続

〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕………… 87

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

問 8. 消費税の課税選択の変更に係る特例〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕…… 88

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

問 9. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

〔令和 5 年 5 月 8 日更新〕………… 89

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 1. 《期限までに申告等ができなかった場合の個別延長》

〔令和 5 年 5 月 8 日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付等ができなかった場合、個別延長の適用を受けることはできますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等を行うことができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別指定による期限延長が認められます。
- なお、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

問 2.《簡易な方法による個別延長》〔令和 4 年 4 月 18 日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、個別延長を申請する場合に、申告書の余白等に所定の文言を記載する方法での申請はできないのでしょうか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由がある方については、申請により個別指定による期限延長が認められます。そのような方については、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、個々の状況を記載する欄がある「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を作成・提出してください。

(参考) 個別指定による期限延長手続の具体的な方法

[申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税](#)

- 「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」は郵送で提出できるほか、「[e-Tax ソフト](#)」を利用して申請することもできます(※)。

※ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから申請することはできません。また、e-Tax ソフトを利用する場合、e-Tax ソフトのインストールやマイナンバーカード等が必要となります。

問3.《個別指定による延長後の申告・納付期限》〔令和4年12月20日更新〕

個別指定による期限延長が認められた場合には、申告・納付期限はいつになるでしょうか。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響が続き、申告等ができなかった場合は、申告等ができるようになった日から2か月以内に「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を所轄の税務署に提出していただくことになります。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

○ なお、申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、原則としてその提出日が申告・納付期限等になります。

○ 個別指定による期限延長の申告をされる方の預貯金口座からの振替日は、税務署から個別に連絡いたします。

なお、新規に振替納税の利用を希望される方は、所轄の税務署長が指定した納付期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

※ 申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、原則としてその提出日が納付期限になりますので、申告書等と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

問4.《申告所得税等以外の税目の個別延長》〔令和4年4月18日更新〕

申告所得税等以外の税目について、個別指定による期限延長の適用を受けることはできないのですか。

- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような方については個別指定による期限延長が認められます。
- なお、個別指定による期限延長を申請する場合は、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、申告所得税等の取扱いと同様に、個々の状況を記載する欄がある「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を作成・提出してください。
- 具体的な方法等については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」を参照してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)

問 5.《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔令和 4 年 4 月 18 日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。
- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、困難な理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について、税務署からお尋ねする場合があります。

※ 各税目に関する具体的な申請手續については、問 14 をご参照ください。

〔個人・法人共通〕

- ① 次のような事情により、納税者や法人の役員、経理責任者及び税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
 - 感染症に感染した
 - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
 - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
 - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者及び税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
 - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除き

みだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

【法人】

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（[問 10](#) 参照）

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

問 6. 《法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について》

〔令和 4 年 4 月 18 日更新〕

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できない場合、災害その他やむを得ない理由による提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、期限までに提出することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、確定申告と同様に、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

〔中間申告書の提出期限の延長について〕

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の間申申告」といいます。法人税法 71 条、消費税法 42 条）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。法人税法 72 条、消費税法 43 条）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の間申申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
 - ① 通常の間申申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
 - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要するなど、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

〔事後的な提出期限延長の申請手続について〕

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2 か月以内に「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。

※ 具体的には、以下のリンク先の記載例をご覧ください。

(法人) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

(個人) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

※ 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります（法人税法 71 条の 2、消費税法 42 条の 2）。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を作成し、併せて提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

- なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について、税務署からお尋ねする場合があります。

〔中間申告書のみなし提出について〕

- 一方、上記のような事情がなく、中間申告書とその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます（法人税法 73 条、消費税法 44 条）。
- この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その間申申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納付の猶予制度を適用できる場合があります。猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

<個別延長の対象>

問 7. 《期限の個別延長の対象となる手続》 【令和 3 年 4 月 6 日更新】

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。
- 例えば、申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
 - ・ 所得税の青色申告承認申請
 - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
 - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
 - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
 - ・ 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の届出
 - ・ 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の変更承認申請
 - ・ 個人事業の開廃業等届出
 - ・ 国外財産調書の提出
 - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続や他の税目に関する手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

問 8.《青色申告の承認申請の取扱い》〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕

私は個人事業者であり、令和 5 年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和 4 年分の所得税の確定申告書は、通常の確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和 5 年分から青色申告にすることはできますか。

- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに提出することができないやむを得ない理由がある方については、同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和 5 年分の所得税から青色申告をすることができます。

※ 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等を行うことができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項）。

したがって、例えば、令和 5 年 3 月 16 日（木）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請を行うことができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和 5 年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

➤ 青色申告の承認申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。

（参考）青色申告の特典（主なもの）

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告をされている方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます（租税特別措置法 25 条の 2）。
 - 1 e-Tax による申告（電子申告）又は優良な電子帳簿保存の要件を満たしている場合
最高 65 万円
 - 2 上記 1 以外の場合 最高 55 万円

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます（所得税法 57 条）。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）（所得税法 70 条 1 項）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）（所得税法 140 条）。

問 9. 《教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限の延長について》

〔令和 3 年 12 月 17 日更新〕

教育資金の一括贈与に係る非課税の特例において必要とされる金融機関等への領収書の提出について、新型コロナウイルス感染症の影響により、領収書を発行する学校等が休校等となり、学校等から領収書自体を受け取ることができません。そのため、当該領収書の提出期限を延長したいのですが、どのような手続が必要になりますか。

- 教育資金の一括贈与の非課税の特例における金融機関等への領収書の提出について、自己の責めに帰さないやむを得ない事由により、領収書の提出を期限までに行うことが困難な事情がある方については、所轄の税務署に「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を提出していただくことで、期限が延長される場合がありますので、所轄の税務署へご相談ください（租税特別措置法 70 条の 2 の 2 第 9 項、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

なお、この場合においても、領収書の提出先は金融機関等になりますのでご注意ください。

- ただし、上記領収書の提出期限の延長について、受贈者と金融機関等との契約（約款）内容において領収書等の提出期限が延長されない扱いとなっている場合（例えば、約款において提出期限が 3 月 15 日とされており、その提出期限を延長する特別の規定がないケース）には、金融機関等による期限延長の了解が必要になりますので、金融機関等に相談してください。

なお、そのような場合であっても、現在の社会情勢を考慮し、可能な限り柔軟に提出期限の延長を認めていただくよう、国税庁から金融機関等に対して依頼しております。

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 10. 《株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催時期を例年よりも遅らせることを検討しています。そのため、当期については決算の確定が大幅に遅れ、期限までに法人税の申告手続をすることができません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当するとのことですが、消費税の申告・納付等の期限についても延長が認められますか。

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます（※）。
- 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
- しかしながら、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

※ 法人税に関しては、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項及び 4 項による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法 75 条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません（法人税法 75 条 7 項）。

〔参考〕

「定時株主総会の開催について」（法務省ホームページ）

法務省によると、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

問 11. 《資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長》

〔令和3年12月17日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、このままでは、期限までに国税の納付が困難な状況です。

- 国税の申告・納付等の期限延長の制度は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに申告等の行為が物理的に行えない場合の救済措置として設けられた制度です（国税通則法 11 条）。
- 一方で、様々な事情により、資金不足が生じて、国税を一時に納付ができない方々への納税緩和措置として、納付の猶予制度が設けられています（「3 納付の猶予制度関係」参照）。
- ※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。
- 従いまして、お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきまして、納付の猶予制度をご利用いただくこととなりますが、納期限前であっても、納付の猶予制度に関するご相談は可能ですので、猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

問 12. 《相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い》

〔令和3年12月17日更新〕

相続税の申告期限が1週間後に到来しますが、相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告はどうすればいいですか。

- 相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に個別の申請を行っていただくことでその方の申告期限等が延長されます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った方のみであり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。
- また、相続税の申告書は別々に提出することもできますので、新型コロナウイルスに感染していない他の相続人等については、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、その申告期限等を延長することはできません。

※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先の記載例をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

問 13. 《相続財産の分割協議が成立していない場合の相続税の申告等の期限延長》

〔令和3年12月17日追加〕

私は、被相続人と同居していたことから、相続財産の確認は行っているものの、新型コロナウイルス感染症に関連して、他の相続人と会うことができず、相続税の申告期限までに相続財産の分割協議が成立しそうにありません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当しますか。

- 相続税の申告は、相続財産が分割されていない場合であっても、相続税の申告期限までにしなければなりません。
- そのため、相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人等が民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告及び納税をすることになりますので、相続財産の分割協議が成立していないという理由だけでは、その申告期限等を延長することはできません（相続税法 55 条）。
- なお、民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合で申告した後に、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額が異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができます（相続税法 31 条 1 項、32 条 1 項）。
- ただし、この更正の請求ができるのは、分割のあったことを知った日の翌日から 4 か月以内となっています。

〔参考〕

- タックスアンサー（相続税）「No.4208（相続財産が分割されていないときの申告）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4208.htm>

<期限の個別延長の手続>

問 14. 《個別延長のための申請手続の期限について》 【令和4年4月18日更新】

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に申請を行っていただく必要があります。

申請に当たっては、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2か月以内に「[災害による申告、納付等の期限延長申請書](#)」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用を受けるためには別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

- 具体的な申請手続については、以下のリンク先をご参照ください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税](#)
- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)

- なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

2 納付等の手続関係

問 1. 《国税の納付方法について》 【令和 4 年 12 月 20 日更新】

銀行や税務署の窓口に行かずに納付することはできますか。

- [ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）](#)、[インターネットバンキングによる納付](#)、[クレジットカード納付](#)、[スマホアプリ納付](#)によるキャッシュレス納付をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。

※ 新規にダイレクト納付のご利用を希望される方は、ご利用される日のおおむね 1 か月前までに、ダイレクト納付利用届出書を提出いただく必要があります。

なお、個人の方は、ダイレクト納付利用届出書をオンライン（e-Tax）で提出できます（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）。

- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、預貯金口座からの口座引き落としにより納付（[振替納税](#)）ができますので、こちらも是非ご利用ください。

※ 新規に振替納税のご利用を希望される方は、所轄の税務署長が指定した納付期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

なお、申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、原則としてその提出日が納付期限になりますので、申告書等と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

また、「預貯金口座振替依頼書」はオンライン（e-Tax）で提出できます（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）。

※ 振替納税をご利用の方が、転居等により、納税地を所轄する税務署が変更となる場合は、改めて「預貯金口座振替依頼書」を変更後の税務署に提出いただく必要があります。

なお、「預貯金口座振替依頼書」の提出に代え、次のいずれかの手続をすることも可能です。

- ① 申告所得税又は消費税の申告書を提出する際に、申告書第一表の「振替継続希望」欄に「○」を記載し、提出する（どちらかの申告書に記載いただければ、もう一方の税目についても、振替納税を継続してご利用いただけます。）。
- ② 「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する。

- ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報を QR コードとして作成し、[コンビニエンスストア](#)で納付ができます。

※ 納付できる金額は 30 万円以下となります。

※ QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

問 2. 《ダイレクト納付への影響》 **〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕**

個別延長をした場合、ダイレクト納付に影響はありますか。

〈個別延長申請により電子申告された方〉

- 電子申告データ送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付（e-Tax による口座振替）を行う場合は、納付日を指定することができないため、「即時納付」をご利用ください。

問 3. 《既に納付期限が 3 月 15 日と印字された納付書の使用》

〔令和 4 年 2 月 3 日更新〕

個別延長をした場合、既に納付期限が 3 月 15 日と印字された納付書は使用できますか。

- プレプリント申告書に同封された納付書のように「納付期限 3 月 15 日」と記載されていても、3 月 16 日以降も使用することは可能です。

問 4. 《預貯金口座からの振替日について》 〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕
預貯金口座からの振替日はいつになりますか。

- 申告書を提出された時期によって、次のとおりとなります。

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落とししますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

なお、新規に振替納税の利用を希望される方は、所轄の税務署長が指定した納付期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

※ 申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、原則としてその提出日が納付期限になりますので、申告書等と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

〔令和 5 年 3 月 15 日（水）までに申告所得税及び復興特別所得税の申告をされた方〕

- 預貯金口座からの振替日は、令和 5 年 4 月 24 日（月）です。

〔令和 5 年 3 月 31 日（金）までに個人事業者の消費税及び地方消費税の申告をされた方〕

- 預貯金口座からの振替日は、令和 5 年 4 月 27 日（木）です。

〔個別指定による期限延長により申告される方〕

- 預貯金口座からの振替日は、税務署から個別に連絡いたします。

<還付申告の取扱い>

問 5. 《還付申告された方々への還付金の支払時期》 〔令和3年2月2日更新〕

還付申告を行った場合、還付金は従来のスケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、自宅等からの e-Tax の場合は3週間程度、それ以外はおおむね1か月から1か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っていた場合などは、この期間で還付されないこともあります。

3 納付の猶予制度関係

問 1. 《資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合》

〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

- お尋ねのような資金繰りの悪化により、国税を納期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、原則として 1 年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

※ 令和 4 年及び 5 年における延滞税の軽減については、年 8.7%の割合が年 0.9%の割合となります。

- 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、原則として全ての税目について対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しております。猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

- 国税の納税の猶予制度 F A Q

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

- 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問2.《猶予制度の概要について》〔令和4年12月20日更新〕

猶予制度とはどのような制度でしょうか。

○ 猶予制度には、①換価の猶予（国税徴収法 151 条、151 条の2）と②納税の猶予（国税通則法 46 条）があります。

○ 申請による換価の猶予（国税徴収法 151 条の2）は、収入が減少し、国税を一時に納付することにより事業継続又は生活の維持が困難である場合で、他に国税の滞納がないときに、納期限から6か月以内にされた申請に基づき適用でき、原則として1年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞税が軽減（※）される制度です。

なお、既に滞納がある場合や滞納となってから6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法 151 条）が受けられる場合もあります。

※ 令和4年及び5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。

○ 納税の猶予は、消毒作業により備品や棚卸資産を廃棄するなどして「財産の損失」が生じた場合のほか、事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないとき等に申請に基づき適用でき、原則として1年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞税が軽減（※）又は免除される制度です。

※ 令和4年及び5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。

○ それぞれの適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問3.《収入が大幅に減少した場合》〔令和4年12月20日更新〕

当社では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、経営する飲食店の営業時間を短縮し、収入が減少しました。

このような場合に、猶予制度の適用を受けられますか。

○ お尋ねのように緊急事態宣言を受けて収入が減少し、国税を一時に納付することができない場合、以下のいずれの要件も満たせば、換価の猶予の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の猶予制度の適用を受けられます（国税徴収法151条の2）。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと（※）
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（※）に申請書が提出されていること

※ 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法151条）が受けられる場合もあります。

○ また、収入の減少により事業につき著しい損失が生じているときは、納税の猶予制度の適用を受けられることがあります（「3 納付の猶予制度関係」問5参照）。

なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、猶予期間中の延滞税が軽減されます。

※ 令和4年及び5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。

○ 猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問4.《財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合》〔令和4年12月20日更新〕

当社では、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄しました。

このような場合に、納税の猶予制度の適用を受けられますか。

○ 納税者が災害により財産につき相当な損失を受けたことにより国税を一時に納付できないときは、「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の猶予制度の適用を受けられます（国税通則法46条1項、2項1号）。

○ お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄した場合は、納税の猶予制度の適用を受けられることがあります。

なお、この場合の納税の猶予制度の適用を受けたときは、猶予期間中の延滞税が免除されます。

※ 納税の猶予制度の適用を受けられない場合でも、換価の猶予制度の適用を受けられる場合があります（「3 納付の猶予制度関係」問3参照）。

○ 猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問5.《事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合》

〔令和4年12月20日更新〕

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じました。

このような場合に、納税の猶予制度の適用を受けられますか。

○ 納税者が事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないときは、「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の猶予制度の適用を受けられます（国税通則法 46 条2項4号）。

○ お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じた場合は、納税の猶予制度の適用を受けられることがあります。

なお、この場合の納税の猶予制度の適用を受けたときは、猶予期間中の延滞税が軽減されます。

※ 納税の猶予制度の適用を受けられない場合でも、換価の猶予制度の適用を受けられる場合があります（「3 納付の猶予制度関係」問3参照）。

※ 令和4年及び5年における延滞税の軽減については、年8.7%の割合が年0.9%の割合となります。

○ 猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<納付の猶予制度の手続等>

問6.《納付の猶予制度の必要書類について》〔令和4年12月20日更新〕

納付の猶予制度の適用を受けるためには、どのような書類を準備する必要がありますか。

○ 受けようとする猶予制度に応じ、猶予の申請書のほか、財産及び収支状況が確認できる書類（「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿」、「手元資金の現在高が分かる現金出納帳や預金通帳」）などを準備していただく必要があります。

※ 地方税、社会保険料等の猶予申請等を先にされている場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

○ 他にも書類が必要となる場合がありますので、所轄の税務署（徴収担当）にお電話にてご相談ください。

○ なお、書類の準備が困難な場合は、税務署の徴収担当が書類に記載すべき項目について、聞き取りにより確認するなどの対応を行っております。

➤ 国税の納税の猶予制度 F A Q

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問 7. 《担保の提供について》 〔令和 3 年 12 月 17 日更新〕

納付の猶予制度の申請に当たっては、担保の提供が必要でしょうか。

- 猶予制度の適用を受ける場合には、通常は担保が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。
- 猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度 F A Q

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問 1. 《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、今般の感染症の流行が終息するまでの間の緊急支援の取組として、自社製品（食料品）を学童保育施設、子供食堂、社会福祉施設、生活困窮者支援団体、フードバンク活動を行う団体などに対して無償で提供し、施設へ通う子供達や生活困窮者等への支援を行う予定です。

このような支援のために行った自社製品の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができるのでしょうか。

- 貴社が行う自社製品等の提供が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含みます。）の額は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません（法人税法 22 条 3 項、4 項）。

※ 自社製品等には、他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含みます。

〔参考〕

- 質疑応答事例（法人税）「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」
<http://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>
- 法人税基本通達 9－4－6 の 4（自社製品等の被災者に対する提供）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4(1)―10 の 4（自社製品等の被災者に対する提供）

問 2. 《法人税の災害損失欠損金の範囲について》 【令和2年4月13日追加】

当社は、給食の提供事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業の影響で、給食用として準備していた食材を廃棄しなければならなくなったほか、調理場や配膳室などの施設を消毒する必要が生じました。

ところで、災害により生じた損失がある場合には、法人税の繰戻し還付制度を利用して、過去に納めた法人税等の還付を受けることができます。

このような廃棄損や、消毒に要する費用については、法人税の取扱上「災害により生じた損失」に該当するでしょうか。

○ 今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業や外出自粛の要請等が行われたことにより、貴社において、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失の額」に該当します。

○ ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる「災害により生じた損失の額」については、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額が対象とされているため、例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売上げの減少額などは対象とはなりません（※）（法人税法 80 条 5 項、法人税法施行令 156 条）。

※ 中小法人である青色申告法人の場合、災害損失欠損金以外の青色欠損金については1年間の繰戻し還付が可能です（法人税法 80 条 1 項）。

〔災害損失欠損金に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 繰戻し還付の対象となる災害損失とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害損失欠損金に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産の被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、災害損失欠損金に該当しません。

〔参考〕

- [暮らしの税情報「災害等にあったとき（災害により被害を受けた場合の法人税の特例）」](#)

問 3. 《企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い》

〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、関連する子会社や下請け業者などの取引先に対して、マスクや消毒液を無償で提供する予定です。

今回の措置は、今般、マスク需要が急激に増加し、取引先等において調達が困難となっている現状を踏まえ、当社の関連業務に従事する者や多数のお客様と接する機会の多い業者に使用させることを条件にして、無償で提供を行うこととしたものです。

この取組は、感染症の流行が終息するまでの期間に限定して行うものですが、このようなマスク等の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社が行うマスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、貴社の事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄附金以外の費用に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。
 - ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
 - ② その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること
- なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、貴社の事業遂行上、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。

問3-2.《ワクチンの職域接種に係る会場準備費用の負担を求めない場合の取扱い》

〔令和3年7月2日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種を実施する予定です。職域接種の実施にあたっては、ワクチン接種事業の実施主体である市町村から委託を受け、接種1回当たり2,070円（税抜き）を基本として市町村から委託料を受領することとなりますが、接種会場の使用料、接種会場の設営費用（備品のリース費用を含みます。）、当社の診療所の産業医以外の医師・看護師等の派遣を受けるための費用など、接種会場の準備のために要する費用（以下「会場準備費用」といいます。）が生じます。

また、職域接種の対象者は、①当社の事業所において勤務する当社の役員、従業員及びこれらの者と同居する親族でワクチン接種を希望する者（以下「従業員等」といいます。）並びに②関連会社の従業員等のほか、③当社の取引先の従業員等とする予定です。

当社は、ワクチン接種事業の受託に係る委託料収入を上回る費用負担が生じた場合でも関連会社及び取引先に負担を求めることは予定していません。この場合、会場準備費用の額の一部は法人税法上の寄附金の額又は交際費等の額に該当するのでしょうか。

なお、接種会場の近隣住民で接種を希望する者を対象に追加した場合には、法人税法上の取扱いは変わるのでしょうか。

- 貴社において実施する職域接種のため、貴社が負担した会場準備費用の額は、関連会社や取引先に負担を求めないとしても、法人税法上の寄附金の額又は交際費等の額のいずれにも該当しないと考えられます。
- 新型コロナワクチンの接種については、予防接種法の規定に基づき市町村（特別区を含みます。以下同じです。）において実施するものとされており、職域接種は、この市町村において実施するワクチン接種事業について、①市町村から委託を受けた企業等が実施する形態（企業内診療所において実施）又は②市町村から委託を受けた外部の医療機関に企業等が依頼することにより実施する形態（外部の医療機関が企業等に出張して実施するなど）とされています。
- 貴社が実施する職域接種は、①の形態で行われるものと考えられますが、この場合、貴社が、市町村において実施するワクチン接種事業に係る業務（以下「受託業務」といいます。）の委託を受け、その委託の対価（2,070円（税抜き）×接種実施回数）を得ることとなります。

会場準備費用を含む受託業務の実施に必要な費用が委託の対価を上回る場合には、貴社に費用負担が生ずることとなりますが、この場合の貴社の費用負担は、貴社の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、貴社の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のため、つまり、貴社の業務遂行に必要な費用の負担と考えられます。

そのため、貴社が関連会社や取引先に負担を求めないとしても、法人税法上の寄附金

又は交際費等には該当しないと考えられます。

- また、②の形態においては、企業から依頼を受けた外部の医療機関が市町村と委託契約を締結し、委託の対価も医療機関に支払われることとなります。

医療機関における受託業務の実施に必要な費用が委託の対価を上回るなどの場合においては、企業と医療機関の契約内容により、企業に会場準備費用などの負担が生ずる可能性があります。

この場合の会場準備費用などの負担は、①の形態で行われるものと同様に、自社の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、企業の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のため、つまり、企業の業務遂行に必要な費用の負担と考えられます。

そのため、企業が関連会社や取引先に負担を求めないとしても、その会場準備費用は法人税法上の寄附金又は交際費等には該当しないと考えられます。

- なお、職域接種の対象に、接種会場の近隣住民で希望する者を追加する場合であっても、上記の取扱いが変わるものではありません。

問 4. 《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》 【令和 2 年 4 月 30 日更新】

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものととして税務上、取り扱われることとなります（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
 - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9－4－6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4 (1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問 5. 《企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合》

〔令和2年4月13日追加〕

当社は、販売促進目的で一般消費者の方々を抽選で観劇（芝居、演劇、コンサート）等に招待しているほか、福利厚生目的で観劇等のチケットを社員へ配付しています。

これらの目的で当社がチケットを購入していた観劇等について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての観劇等が公演中止となりました。

これらのチケットは、契約上、払い戻しを受けることが可能ですが、この観劇等の興行主や劇団などは、当面の公演中止により収入の見通しが立たず、事業継続が困難となり、劇団関係者への給料等も支払えない状況にあると知ったことから、当社としては、その復旧支援のためにチケットの払い戻しを辞退することにしました。

このような取引先の復旧支援のためにチケット払戻請求権の放棄（債権の免除等）をしたことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 企業が、契約上払い戻し可能とされているチケットについて、その払い戻しを辞退した場合、税務上、その払戻請求権の放棄による経済的利益の供与の額は寄附金の額に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。

しかしながら、貴社が行ったチケットの払戻請求権の放棄（債権の免除等）が、次の条件を満たすものであれば、その放棄したことによる損失の額は、寄附金以外の費用に該当します。

- ① 債権の免除等を行う相手先が、貴社の取引先等（得意先、仕入先、下請先、特約店、代理店等のほか、実質的な取引関係にあると認められる者を含みます。）であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して相手先に生じた被害からの復旧支援を目的としたものであること
- ③ 債権の免除等が、相手先において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- ④ その債権の免除等が、単なる払い戻しの請求漏れではなく、復旧支援の為に行われたことが書面などにより確認できること

〔参考〕

- 法人税基本通達 9－4－6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4 (1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問5-2.《プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援》

〔令和2年5月15日追加〕

当社は、Jリーグクラブのスポンサー企業として、クラブと広告宣伝契約を取り交わし、毎年スポンサー料を支出しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、試合数の減少や無観客試合の増加によって、広告宣伝価値が減少したことから、当初の契約で定める掲出条件が満たせなくなり、当社はクラブに対して、スポンサー料の一部の返還を求めることが可能です。

しかしながら、契約先のクラブはチケット収入も減少するなどして経営難となっており、当社としては、復旧支援のため、契約上の対象試合や露出が減少したとしても、スポンサー料の返還を辞退（払戻請求権を放棄）する予定です。

このようなスポンサー料の返還を辞退したことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金や交際費等以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社のスポンサー料の返還の辞退（※1）が、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営難となったプロスポーツ団体の復旧支援のため、相当の期間内（※2）に行うもので、復旧支援目的であることが書面などにより確認できる場合、その辞退による損失の額は、寄附金や交際費等以外の費用に該当します（法人税法22条3項、4項、同法37条、租税特別措置法61条の4）。
 - 各プロスポーツ界では、今般の感染症により、大規模イベント等の中止、延期、規模縮小等の要請に伴い、スポーツ活動や興行の運営自粛を余儀なくされ、各プロスポーツ団体の中には事業継続が困難となっているところも少なくありません。
 - このような相手先（団体）に対して、スポンサー企業が復旧支援のため、売掛債権等（未収金や貸付金、払戻請求権などの債権を含みます。）の全部又は一部を免除したことによる損失の額は、法人税の取扱上、自然災害時と同様に寄附金や交際費等の額に該当しないものとして取り扱われ、全額損金算入されます。
 - また、スポンサー企業が取引関係の維持、回復を目的として相当の期間内に災害見舞金の支出を行った場合も、交際費等に該当しないものとして取り扱われ、その支出額は全額損金算入されます。
- ※1 スポンサー料の返還の辞退については、当該スポンサー料を契約時に一括払い（前払い）したケースに限らず、当初契約時の支払条件に従い期中に分割払い（後払い）したケースも同様に取り扱われます。
- ※2 相当の期間内とは、通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内をいい、例えば、プロスポーツ興行の場合は、試合の再開や観客の入場制限などが解消した後で観客動員数がコロナ禍の前の状態に戻るまでの期間などが考えられます。

〔参考〕

- 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問 6. 《業績が悪化した場合に行う役員給与の減額》 **〔令和2年4月13日追加〕**

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由（法人税法 34 条 1 項 1 号、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号八）による改定に該当するものと考えられます。

したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9－2－13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
➤ 役員給与に関する Q & A（平成 24 年 4 月改訂版）〔Q 1〕（業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い）

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/qa.pdf>

問 6-2. 《業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額》

〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。そのため、当面の間は、これまでのような売上げが見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するのかの見通しも立っておらず、今後、売上げが更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度途中で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合に限られると聞いています。

そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。
- そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。
- したがって、貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由（法人税法 34 条 1 項 1 号、2 号、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号八、5 項 2 号）による改定に該当します。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9－2－13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関する Q & A（平成 24 年 4 月改訂版）〔Q 1－2〕（業績の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額）

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/qa.pdf>

問 6-3. 《定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期》

〔令和 2 年 6 月 12 日追加〕

3 月決算法人である当社は、基準日を 3 月末日とし、毎年 6 月下旬に定時株主総会を開催しているため、法人税の確定申告書については、法人税法 75 条の 2 第 1 項の規定を適用することにより、提出期限を 1 月延長し 6 月末日までとしています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じている状況にあり、通常どおり 6 月下旬に定時株主総会を開催することが困難なことから、5 月下旬に基準日を変更する旨を公告し、定時株主総会の開催時期を 8 月下旬に延期するとともに、法人税の確定申告書の提出期限についても、法人税法 75 条の 2 第 9 項を適用し、国税通則法 11 条の規定による期限延長の適用を受ける予定です。

ところで、当社では、毎年、定時株主総会において、役員報酬の総額及び取締役会にて各役員の定期給与の額（毎月同額）を決定する旨を議決しており、今回の定時株主総会においても同様の議決を行い、その後に開催する取締役会において各役員の定期給与の額の改定を行う予定です。

ここで、今回の役員給与の改定は、その改定時期が通常改定時期である 3 月経過日等後となりますが、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

- ご質問の場合には、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イに規定する「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定時期の要件を満たすことから、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当することとなります。
- 役員給与のうち、定期同額給与の改定（以下「通常改定」といいます。）については、会計期間開始の日から 3 月（法人税法第 75 条の 2 第 1 項各号の規定の適用を受けている場合にはその指定月数に 2 を加えた月数）を経過する日（以下「3 月経過日等」といいます。）までに行うことが要件とされています。

これに加えて、継続して毎年所定の時期にされる改定に限り、3 月経過日等後となることにつき「特別の事情があると認められる場合」には、その通常改定の時期の要件は、その改定の時期とされています（法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イ）。
- この点、ご質問のような状況により、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が 3 月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定の時期の要件を満たすこととなります。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9-2-12 の 2（特別の事情があると認められる場合）
- 経済産業省ホームページの株主総会に関するページにおいて、株主総会の延期等を行う企業向けに、定期同額給与のほか、事前確定届出給与及び業績連動給与の手続に関する考え方を掲載しています。

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html

問 7.《法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い》

〔令和 3 年 3 月 26 日更新〕

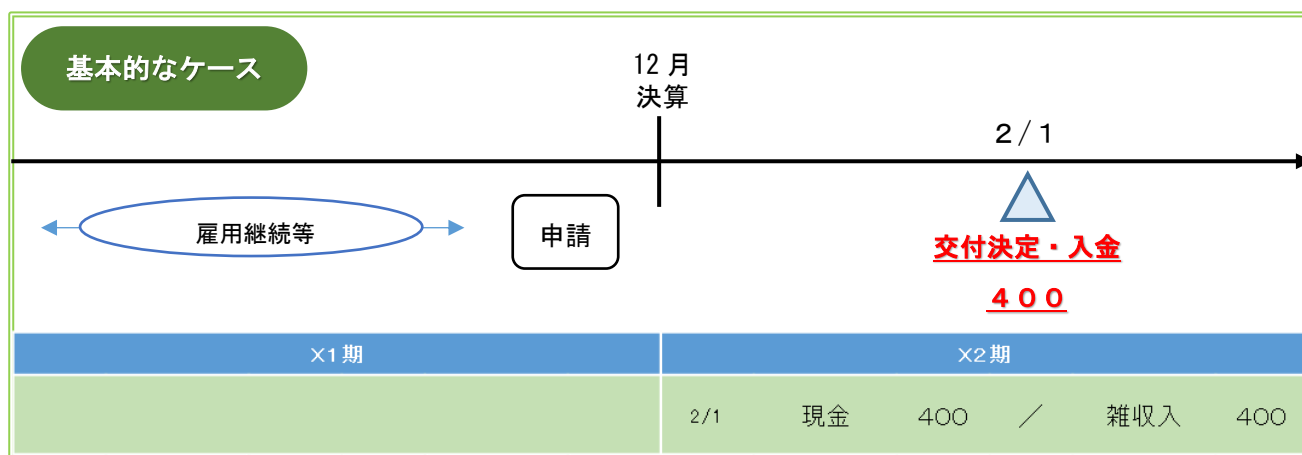
当社は、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から助成金等の交付を受けました。この助成金等はいつの事業年度の収益の額として計上する必要がありますか。

- ご質問の助成金等の収益計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。

【基本的な考え方】

- 法人税の所得金額の計算上、ある収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります（法人税法 22 条 2 項、4 項）。

ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。

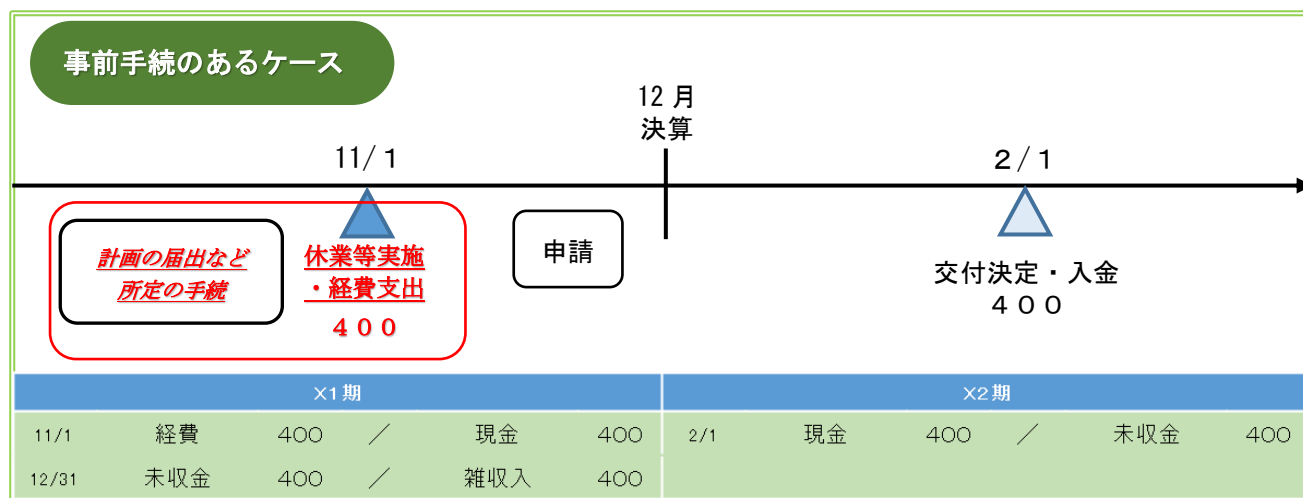


【特定の経費を補填するもの】

- ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続（※ 1）をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととしています（法人税基本通達 2 - 1 - 42）。

※ 1 必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

ただし、事前の休業等計画届の提出が不要の場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上もその処理は認められると考えられます。



【固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける国庫補助金等に係る圧縮記帳】

- また、助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合（その助成金等の返還を要しないことがその事業年度終了の時までに確定した場合（※2）に限ります。）において、その取得等に充てた助成金等の額に相当する金額（以下「圧縮限度額」といいます。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額をその事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法等により経理（以下「圧縮記帳」といいます。）したときは、その圧縮記帳をした金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（法人税法42条）。

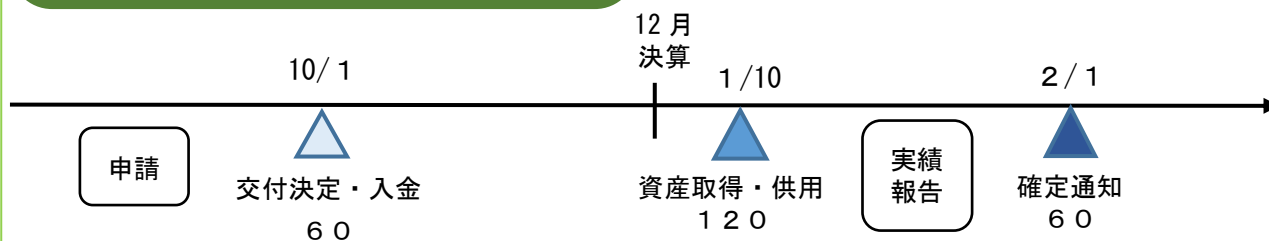
つまり、助成金等相当額の収益計上に合わせて、助成金等相当額を圧縮記帳により費用計上することができます。

- ※2 例えば、交付決定日の属する事業年度中に助成金等の確定通知を受けていない場合には、返還を要しないことが事業年度終了の時までに確定していませんので、交付決定日の属する事業年度において圧縮記帳をすることはできません。

この場合の交付を受ける助成金等は交付決定日の属する事業年度に収益として計上することとなりますが、その交付決定日の属する事業年度において助成金等相当額の特別勘定を設けて費用等として経理する（注）ことにより、確定通知日の属する事業年度まで収益を繰り延べ、確定通知日の属する事業年度において助成金相当額の収益計上と圧縮記帳による費用計上をすることができます。

（注） 交付を受けた助成金等の確定通知を受けた事業年度まで仮受金等として負債の部に経理する場合も同様です。

確定通知が翌期となる場合の圧縮記帳の例



【特別勘定を設ける方法】

×1期					×2期				
10/1	現金	60	/	補助金収入 60	1/10	資産	120	/	現金 120
12/31	特別勘定繰入損	60	/	特別勘定 60	2/1	特別勘定	60	/	特別勘定取崩益 60
					12/31	圧縮損	60	/	資産 60
					12/31	減価償却費	××	/	資産 ××

【仮受金等として経理する方法】

×1期					×2期				
10/1	現金	60	/	仮受金 60	1/10	資産	120	/	現金 120
					2/1	仮受金	60	/	補助金収入 60
					12/31	圧縮損	60	/	資産 60
					12/31	減価償却費	××	/	資産 ××

問 7-2. 《新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金の収益計上時期》〔令和 3 年 2 月 26 日追加〕

当社では、日本政策金融公庫から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による融資を受けることとなったため、併せて、新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度による利子補給金の交付を申請し、その交付を受けました。

この利子補給金として交付を受けた金額は、その融資に係る利子の 3 年分に相当する金額です。この交付を受けた金額の全額を、交付決定日の属する事業年度の収益の額として計上しなければなりません。

○ ご質問の新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度（以下「特別利子補給制度」といいます。）に係る利子補給金の収益計上時期については、対象となる融資に係る支払利子の発生に合わせて、その発生する支払利子相当額を収益の額として計上することとなります。

○ 法人税の所得金額の計算上、ある収入の収益計上時期については、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります（法人税法 22 条）ので、通常、利子補給金の収益計上時期についても、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

そのため、特別利子補給制度により最長 3 年分の支払利子相当額の交付を受けた場合には、その全額が交付決定日の属する事業年度の収益として計上しなければならないのかという疑問が生じます。

○ しかしながら、この特別利子補給制度は、日本政策金融公庫等の一定の金融機関から融資を受けることを条件に、その融資により発生する支払利子を、最長 3 年間、実質的に無利子とすることを目的として交付されるものです。

そのため、この特別利子補給制度は、融資契約の変更等により利子相当額が変動した場合には、3 年経過後に実際に支払った利子相当額により利子補給額が確定することとされています。したがって、特別利子補給制度においては、交付決定日には利子補給額が確定していないことから、利子補給額に係る収入を受ける権利は確定していないと考えられます。

加えて、3 年経過後の実際に支払った利子相当額と利子補給額の精算の手続は金融機関において行うこととされており、法人において実績報告などの手続はありませんので、通常の補助金とは手続き面でも異なる仕組みとなっています。

このようなことから、この特別利子補給制度については、事前に最長 3 年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収益として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収益が確定し、無利子化される性質のものと考えられますので、その支払利子（費用）の発生に応じて、その発生する支払利子と同額の収益を計上することとなります。

なお、この場合の会計処理については、交付を受けた利子補給金の額を、一旦前受金等として負債の部に計上し、支払利子の費用処理に合わせて、その支払利子相当額を前受金等から利子補給金収入等の収益の部に振り替えることとなります。税務上の取扱いも同様です。



問 7-3. 《民間金融機関による実質無利子・無担保融資により受給した保証料補助に関する収益計上時期の取扱い》〔令和 3 年 2 月 26 日追加〕

当社では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度を利用し、信用保証に係る保証料の全額補助を受けることとなりました。

この制度では、信用保証協会への保証料の支払を国が行うものであるため、当社から信用保証協会へ支払う保証料はありません。

通常、信用保証に係る保証料については、保証期間分の保証料の額をまとめて信用保証協会に支払い、保証期間に応じて対応する保証料の額を費用として計上していました。この制度の保証料補助については、どのような処理となりますか。

- ご質問の保証料補助については、特段の処理を行わなくても差し支えありません。
- 融資を受けた場合に信用保証協会に支払う保証料については、信用保証協会から保証期間における信用の保証という役務提供を受け、その対価として支払うこととなります。また、保証期間分の保証料の額を最初にまとめて支払うのが通常ようです。
この場合の会計処理は、そのまとめて支払った保証料の額は前払費用として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用の部に振り替えることとなります。税務上の取扱いも同様です。
- ご質問の保証料補助については、信用保証協会に支払う保証料の全額を国が支払うこととなりますので、法人が支払う保証料は生じません。
そのため、法人において特段の会計処理を行う必要はありません。税務上の取扱いも同様です。
- なお、この制度では、保証料の半額を補助する場合があります。この場合には、保証料の額の半分を国が支払い、残額を法人が信用保証協会に支払うこととなります。
この場合の会計処理は、その支払った保証料の額（半額相当）を前払保証料等として資産の部に計上し、保証期間の経過に応じて、対応する保証料の額を費用の部に振り替えることとなります。税務上の取扱いも同様です。

〔参考〕

上記の経理処理については、経済産業省のホームページにも掲載されています。

https://www.meti.go.jp/covid-19/shikinguri_keieisyori.html

<所得税に関する取扱い>

(各種所得の区分と計算)

問8.《個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い》

〔令和4年12月20日更新〕

私は、居酒屋を営む個人事業主です。新型コロナウイルス感染症に感染したため、完治するまでの間、休業しました。

この度の休業は、突然のことであったため、食材等を廃棄するとともに、店舗全体を消毒するなどの支出もありました。

その後、営業を再開しましたが、しばらくの間は客足が戻らず、例年に比べて収入も少ないため、本年の所得は赤字（損失）になる見込みです。

この赤字（損失）の金額は、税制上、どのように取り扱われますか。

- 令和4年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間（令和5年から令和7年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）（所得税法70条1項）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和3年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和3年）に繰り戻して、前年分（令和3年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間（令和5年から令和7年）にわたって繰り越すことができます（所得税法70条1項、140条1項）。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和4年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります（所得税法142条1項）。

➤ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf

【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間（令和5年から令和7年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（所得税法70条2項）。

- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます（所得税法 70 条 3 項、所得税法施行令 203 条）。

（参考 1）事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

【災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例】

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

【災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例】

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

（参考 2）個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	○ 〔1 年繰戻し可〕 (※1)	×	
繰越控除	○ 〔3 年繰越し可〕 (※1)	○ 〔3 年繰越し可〕	×

※ 1 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

※ 2 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

問 9.《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔令和 3 年 1 月 13 日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、問 9 - 2 の（参考）をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。
- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
 - ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 18 号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
- ① 事業所得等に区分されるもの
事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）
※ 補償金の支給額を含めた 1 年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 - ② 一時所得に区分されるもの
例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金
※ 一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象になりません。
 - ③ 雑所得に区分されるもの
上記①・②に該当しない助成金

- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が 20 万円以下である場合には、確定申告不要とされています。
- ※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、問 9 - 2 の（参考）をご確認ください。
なお、問 9 - 2 の（参考）に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

問9-2.《助成金等の収入計上時期の取扱い》〔令和4年12月20日更新〕

私は個人事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、この事業に関して国や地方公共団体から助成金等の支給を受けました。この助成金等はいつの年分の収入金額として申告する必要がありますか。

- ご質問の助成金等の収入計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。具体例については、**(参考) 1 (課税対象となるもの)** をご覧ください。

【基本的な考え方】

- 所得税の所得金額の計算上、ある収入の収入計上時期については、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となります（所得税法 36 条）。
ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の支給が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の支給決定がされた日の属する年分の収入金額として計上することとなります。

【特定の支出を補填するもの】

- ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続（※）をしている場合には、その経費が発生した年分に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収入が対応するように、その助成金等の**収入計上時期はその経費が発生した日の属する年分**として取り扱うこととしています（所得税基本通達 36・37 共－48）。

※ 必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の**収入計上時期は、原則として、交付決定日の属する年分**となります。

ただし、事前の休業等計画届の提出が不要の場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する年分において収入計上しているときには、その処理は認められると考えられます。

【固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける国庫補助金等に係る総収入金額不算入】

- また、助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合（その助成金等の返還を要しないことがその年の 12 月 31 日までに確定した場合（※ 1）に限ります。）において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこと（総収入金額不算入）とされています（所得税法 42 条）。

この場合において、総収入金額に算入しなかった固定資産の取得等に充てられた金額に相当する金額（助成金等相当額）については、その固定資産の取得価額から控除することとされています（※ 2）。

つまり、助成金等相当額の総収入金額不算入に合わせて、助成金等相当額を固定資産の取得価額から減額することで、課税の繰延べをすることができます。

- ※ 1 例えば、交付決定日の属する年中に助成金等の確定通知を受けていない場合には、返還を要しないことがその年の 12 月 31 日までに確定していませんので、交付決定日の属する年分において固定資産の取得価額を減額することはできません。
- ※ 2 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（租税特別措置法 28 の 2）における取得価額の要件（30 万円未満）の判定においても、この控除後の金額によります。

〔参考〕

- 具体的な税務処理については、以下の資料をご参考ください。
[新型コロナウイルス感染症の影響に関連して交付される特定の経費を補填するための助成金等の税務処理について（具体例）](#)
- タックスアンサー（所得税）「No. 2202 国庫補助金等を受け取ったとき」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

（参考） 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

○非課税対象となるもの

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】
・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条） ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条）
【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】
・ 特別定額給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 1 号） ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 1 号） ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 1 号） ・ 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 項 2 号）
【所得税法が非課税の根拠となるもの】
○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） ・ 学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 18 号） ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成

- ※ 民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度において、信用保証協会に支払う保証料の全額を国が支払うこととなる場合には、個人が支払う保証料はなく、特段の課税関係は生じません（[問 7-3](#) 参照）。

○課税対象となるもの

助成金等の種類	収入計上時期
【事業所得等に区分されるもの】	
・ 事業復活支援金・持続化給付金（事業所得者向け） ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 中小法人・個人事業者のための一時支援金・月次支援金	・ 支給決定時
・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金（支援金） ・ 家賃支援給付金 ・ 小規模事業者持続化補助金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金	・ 支給決定時又は経費発生時（※ 1 ～ 3）
・ 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金	・ 経費発生時（※ 4）
【一時所得に区分されるもの】	
・ 事業復活支援金・持続化給付金（給与所得者向け）	・ 支給決定時
・ Go To トラベル事業における給付金	・ 旅行終了時（旅行代金割引相当額） ・ クーポン使用時（地域共通クーポン相当額）
・ Go To イート事業における給付金	・ ポイント・食事券使用時
・ Go To イベント事業における給付金	・ ポイント・クーポン使用時
【雑所得に区分されるもの】	
・ 事業復活支援金・持続化給付金（雑所得者向け）	・ 支給決定時

※ 1 「経費発生時」とは、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上するものです。

※ 2 助成金等による補填を前提としてあらかじめ所定の手続を済ませている場合には、その収入計上時期はその経費が発生した日（経費発生時）の属する年分となります（所得税基本通達 36・37 共 - 48）。

※ 3 これらの助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合（その助成金等の返還を要しないことがその年の 12 月 31 日までに確定した場合に限ります。）において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない（総収入金額不算入）こととされています（所得税法 42 条）。

（注）いわゆる現金主義（所得税法 67 条）や措置法差額（租税特別措置法 26 条）の適用を受ける方なども対象です。

- ※ 4 この特別利子補給制度については、事前に最長 3 年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収入として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収入が確定し、無利子化される性質のものと考えられることを踏まえた取扱いです（問 7-2 参照）。
- ※ 5 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

（参考） 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

（新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。）

○非課税対象となるもの

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】
・ 雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条） ・ 生活保護の保護金品（生活保護法 57 条） ・ 児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条） ・ 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条）
【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】
・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 8 第 1 項 1 号） ・ 子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 8 第 1 項 2 号） ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 8 第 1 項 3 号）
【所得税法が非課税の根拠となるもの】
○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） ・ 東京都認証保育所の保育料助成金 ○国等から支給される子育て給付金（学資として支給される金品を除く。）（所得税法 9 条 1 項 16 号）（※） ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 ※ この非課税措置は令和 3 年度税制改正により創設されました。 なお、令和 3 年 1 月 1 日前に交付を受けるものについては、課税対象となる場合があります。

○課税対象となるもの

【事業所得等に区分されるもの】
・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金
【一時所得に区分されるもの】
・ すまい給付金 ・ 地域振興券

問 9 - 3. 《学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い》

〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得税の課税対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金（5 万円）
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

① 学費を賄うために支給された支援金

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

② 生活費を賄うために支給された支援金

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。

③ 感染症に感染した学生に対する見舞金

非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」（所得税法 9 条 1 項 18 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

問9-4.《従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い》

〔令和2年5月15日追加〕

私は、介護老人福祉施設を有する法人の代表者です。当社は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に該当することもあり、これまで休業することなく事業を継続してきました。

社会的な使命に応えるためとはいえ、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、社内規程である慶弔基準を改定し、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員については、5万円の見舞金を支給する。」こととし、近日、この基準に従って支給することとしました。

この見舞金は、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

- ご質問の見舞金は、非課税所得に該当しますので、給与等として源泉徴収する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します（所得税法9条1項18号）。
 - ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること【条件①】
 - ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること【条件②】
 - ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと【条件③】

※ 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

【条件①について】

- 心身に加えられた損害につき支払を受けるものの具体例は、次のとおりです。
 - 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
 - 緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者（※1）の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払を受けるもの（※2）
 - ・ 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
 - ・ 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- ※1 事業の継続が求められる事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を参考にしてください。
- ※2 緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限ります。

【条件②について】

- 見舞金の支給額が社会通念上相当であるかどうかは、次の点を踏まえ判断することになります。
 - その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
 - その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

【条件③について】

- 例えば、次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しないことになります。
 - 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
 - 感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に支給するもの
 - 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
 - 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの
- ご質問の見舞金について、上記条件①から③までを満たすものと考えられますので、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

〔参考〕

- 新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて（法令解釈通達）（令和2年5月15日）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/pdf/01.pdf>

問9-5.《企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い》

〔令和3年5月31日追加〕

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。

また、このような費用の支給は法人税の損金の額に算入できますか。

- ① マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費
- ② 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費
- ③ 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など
- ④ PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

〔所得税〕

- ご質問の費用の支給に係る従業員の所得税の課税関係については、それぞれの費用の事実関係によって、次のとおりとなります。

【①マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費）について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法（以下同じです。））により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がマスク等を直接配付する場合も同様です。）。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの（以下同じです。））は、従業員に対する給与として課税対象となります。

【②従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、テレワークを行うための環境整備費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（備品の所有権を従業員が有するものは除きます。）。

また、企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税されません。

- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、勤務とは関係なく使用する電化製品など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの、備品の所有権を従業員が有するもの（貸与ではなく支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

【③感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です。）。
- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

【④ PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、企業の業務命令により受けた PCR 検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）。
- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、従業員が自己の判断により受けた PCR 検査費用や、従業員が自己の判断により支出した消毒費用など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

【法人税】

- ご質問の費用の支給に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入されます。

問 9 - 6. 《ワクチンの職域接種により接種を受けた者の所得税の課税関係》

〔令和 3 年 7 月 2 日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種を実施する予定です。職域接種の実施にあたっては、ワクチン接種事業の実施主体である市町村から委託を受け、接種 1 回当たり 2,070 円（税抜き）を基本として市町村から委託料を受領することとなりますが、接種会場の使用料、接種会場の設営費用（備品のリース費用を含みます。）、当社の診療所の産業医以外の医師・看護師等の派遣を受けるための費用など、接種会場の準備のために要する費用（以下「会場準備費用」といいます。）が生じます。

また、職域接種の対象者は、①当社の事業所において勤務する当社の役員、従業員及びこれらの者と同居する親族でワクチン接種を希望する者（以下「従業員等」といいます。）並びに②関連会社の従業員等のほか、③当社の取引先の従業員等及び④接種会場の近隣住民で希望する者とする予定です。

この場合、当社が会場準備費用を負担したことにより、ワクチン接種を受けた者に所得税の課税は生じますか。

- 貴社が負担した職域接種の会場準備費用に関して、貴社の役員及び従業員に対する給与として課税する必要はなく、また、これらの者以外の被接種者についても、所得税の課税対象とはなりません。
- 新型コロナワクチンの接種については、予防接種法の規定に基づき市町村（特別区を含みます。以下同じです。）において実施するものとされており、被接種者が接種に要する費用を負担することはなく、被接種者において税負担が生ずることもありません。
- 職域接種は、この市町村において実施するワクチン接種事業について、①市町村から委託を受けた企業等が実施する形態（企業内診療所において実施）又は②市町村から委託を受けた外部の医療機関に企業等が依頼することにより実施する形態（外部の医療機関が企業等に出張して実施するなど）とされています。

いずれの場合であっても、職域接種が、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされている接種であることに変わりはなく、市町村単位で行われている接種と同様、被接種者が負担すべき費用はありませんので、被接種者においてワクチン接種に係る税負担が生ずることはありません。

問 9 - 7. 《ワクチンの職域接種に係る接種会場までの交通費の取扱い》

〔令和 3 年 7 月 2 日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種を東京都内の施設を利用して実施するため、当社の役員及び従業員で接種を受ける者に対しては、勤務先又は自宅から接種会場までの交通費を支給する予定です。この場合、この交通費は非課税としてよいのでしょうか。

- 貴社の役員及び従業員の接種会場までの交通費については、職務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等と考えられますので、接種会場への交通費として相当な額であれば非課税として差し支えありません（所得税法 9 条 1 項 4 号）。

問 9 - 8 . 《ワクチンの職域接種に係るデジタルワクチン接種証明書の取得費用の取扱い》

〔令和 3 年 7 月 2 日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの職域接種の実施を予定していますが、その実施を外部委託業者に委託する予定です。その業務委託内容の一つに、接種を受けた者のうち希望する者に対して有料で、デジタルワクチン接種証明書の交付を受けることができることとされています。

当社では、今後、海外出張などの際に接種証明書が必要となることから、役員及び従業員についてデジタルワクチン接種証明書の交付を受けることとし、その費用を当社が負担することとしています。このデジタルワクチン接種証明書の取得費用を負担した場合、その取得費用は役員及び従業員に対する給与に該当するでしょうか。

- 貴社の役員及び従業員がデジタルワクチン接種証明書を受けることが、貴社の業務遂行上必要であると認められる場合には、その費用は貴社の業務遂行上必要な費用であり、役員及び従業員が負担すべき費用には該当しませんので、その取得費用の負担は役員及び従業員に対する給与に該当しません。

問 10. 《売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い》〔令和2年5月15日追加〕

私は、個人で食料品の小売販売をしており、今般、売上げの一部を医療機関に寄附する取組を始めることにしました。この取組については、①指定商品の売上金額の一定割合を寄附金額とすること、②寄附先、③寄附日などをあらかじめ設定し、指定商品を購入するお客様にご理解いただけるよう店内ポスターやホームページなどで広く一般に周知するとともに、寄附をした後には、その旨も同様に周知することとしています。

この度、予定どおり医療機関に寄附をしましたが、この支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできますか。

- ご質問については、医療機関に寄附した金額が、事前に広く一般に周知していた取組によるものであることが明らかである場合に限り、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
 - 所得税法上、必要経費とされるのは、収入金額を得るため直接要した費用と販売費・一般管理費等の所得を生ずべき業務について生じた費用とされています(所得税法37条1項)。
 - ご質問によれば、商品の販売時において、所定の日に売上金額の一定割合の金額を指定された医療機関に寄附することを店内ポスターなどで広く一般に周知していたとのことですので、あなたが始めた取組は、新型コロナウイルス禍の下で社会的に必要とされる医療機関を支援する目的のほかに、集客を目的とした一種の広告宣伝としての効果を有しているものと認められます。
また、顧客が指定商品を購入する際には、あなたと顧客との間で、この取組(取引条件)に合意していたものと考えられますので、あなたには、売上の一部から所定の金額を医療機関に寄附する義務が生じていることになります。
 - したがって、医療機関に寄附をしたことによる支出は事業の遂行上必要なものとして生じたものと考えられますので、その支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
 - なお、あらかじめ周知する内容が不明確である場合など、次のような場合には、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんので、ご注意ください。
 - ・ 周知する内容を“売上げの一部を寄附します”としか示していない場合(寄附金額が不明確)
 - ・ 周知する内容を“医療機関に寄附します”としか示していない場合(寄附先が不明確)
 - ・ 周知内容と異なる内容の寄附を行っている場合(事業の遂行上必要かどうか不明確)
- ※ 個人事業主が支出した寄附金で、必要経費に算入されないものについては、事業主個人の家事上の経費になります。家事上の経費に該当する寄附の寄附先が国や地方公共団体等の寄附金(税額)控除の対象である場合には、控除の適用を受けることができます。

問 11. 《日本から出国できない場合の取扱い》 **〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕**

私は、外国法人に転職し、現地で勤務する予定（1 年以上）でしたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い日本から出国することができず、当分の間、国内の住所地において外国法人の業務に従事（在宅勤務）しています。外国法人から支払われる給与については、源泉徴収がされていませんが、所得税は課されないのでしょうか。

なお、この外国法人は、国内に事務所等を有していません。

- 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人は、居住者に該当します（所得税法 2 条 1 項 3 号）。また、居住者が勤務先から受け取る給与、賞与などは給与所得（所得税法 28 条）に該当し、所得税の課税対象となります。
- ご質問について、あなたは、国内に所在する住所地において外国法人の業務に従事しているとのことですので、法令に規定する「国内に住所を有する個人」と認められるため、居住者に該当します。

したがって、あなたが外国法人から受け取る給与については、（本来の勤務地が国外であるか否かにかかわらず、）給与所得として確定申告書の提出及び納税が必要となります。
- ※ 日本に事務所等を有しない外国法人があなたに支払う給与については、国内において支払われるものではありませんので源泉徴収の対象とはなりません。
- ※ 国内で勤務する予定であった個人が国外から日本に入国できずにその国外の住所地において勤務（在宅勤務）している場合には、その個人は、引き続き非居住者となります（[問 11-2](#) 参照）。
- ※ 確定申告書の提出が必要な方が年途中で日本から出国をして非居住者となる場合には、その出国までに確定申告を済ますか、その後の税務手続（確定申告など）を行うために納税管理人を定める必要があります（所得税法 127 条、国税通則法 117 条）。

問 11-2. 《海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる場合の取扱い》〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕

当社（内国法人）は、海外親会社から従業員を受け入れることとなりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う移動制限を踏まえて、この従業員は、海外において当社の業務に従事させています。

この従業員に対して当社から支払う給与について、源泉徴収は必要でしょうか。

- 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいい（所得税法 2 条 1 項 3 号）、非居住者とは、居住者以外の個人をいいます（所得税法 2 条 1 項 5 号）。
- 非居住者が日本国内において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得として所得税の課税対象となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ）。また、非居住者に対して国内において国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際に所得税（及び復興特別所得税）の源泉徴収をする必要があります（所得税法 212 条 1 項等）。このため、非居住者に対して国外源泉所得の支払をする場合は、源泉徴収の必要はありません。
- ご質問について、貴社が海外親会社から受け入れる従業員は、日本国内に住所等を有していないと認められるため、非居住者に該当します。また、非居住者である従業員が海外において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得に該当しませんので所得税の課税対象とならず、貴社がこの従業員に対して支払う給与については、源泉徴収を行う必要はありません。

（参考）役員として受け入れる場合の取扱い

海外親会社の従業員等を貴社の役員として受け入れる場合には、その取扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。

具体的には、非居住者である内国法人の役員がその法人から受ける報酬は、その役員が、その内国法人の使用人として常時勤務を行う場合（海外支店の長等として常時その支店に勤務するような場合）を除き、全て国内源泉所得となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ、所得税法施行令 285 条 1 項 1 号）。

したがって、非居住者である役員に対して支払う報酬については、一定の場合を除き国内源泉所得として所得税の課税対象となり、その支払の際に 20.42%の税率により源泉徴収が必要となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ、213 条 1 項 1 号等）。

※ 国外で勤務することとなった個人が日本から国外に出国できずにその国内の住所地において勤務（在宅勤務）している場合には、その個人は、引き続き居住者となります（問 11 参照）。

問 11-3. 《一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い》

〔令和2年10月23日追加〕

当社（内国法人）は、これまで従業員を海外現地法人に派遣（3か月）してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う移動制限を踏まえて、この派遣期間が終了した後も当分の間、従業員を日本に帰国させることなく、引き続き現地において、当社の業務に従事させています。

この従業員には、当社から給与を支払っていますが、このような場合、派遣期間中に支払った給与に関する源泉徴収の手続と何か変更点はありますか。

なお、この従業員は、通常は日本国内で家族と暮らしており、帰国後も同様です。

○ 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人は、居住者に該当します（所得税法2条1項3号）。また、居住者が勤務先から受け取る給与、賞与などは給与所得（所得税法28条）に該当し、所得税の課税対象となります。

○ ご質問について、この従業員は、現在、一時的に海外に滞在していますが、国内に住所を有していると認められるため、居住者に該当します。

したがって、貴社が居住者である従業員に対して支払う給与については、これまでと同様に所得税を源泉徴収する必要があります（所得税法183条）。

問 11-4. 《海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い》

〔令和2年10月23日追加〕

当社（内国法人）は、海外現地法人に従業員を出向（1年以上）させていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、従業員を日本に一時帰国させており、現在、この従業員は、日本で海外現地法人の業務に従事しています。

この従業員には、出向先である海外現地法人からの給与のほか、現地との給与水準の調整等を踏まえ、当社から留守宅手当を支払っています。

このような一時帰国者については、租税条約の適用により所得税が課されない場合があると聞きましたが、当社がこの従業員に支払う留守宅手当について源泉徴収は必要でしょうか。また、この従業員は、日本で申告をする必要があるでしょうか。

なお、給与の支給形態は、帰国後も変更はなく、海外現地法人は、日本国内に支店等を有していません。

○ 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい（所得税法2条1項3号）、非居住者とは、居住者以外の個人をいいます（所得税法2条1項5号）。また、非居住者が日本国内において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得として所得税の課税対象となり（所得税法161条1項12号イ）、非居住者に対して国内において国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際に所得税（及び復興特別所得税）の源泉徴収をする必要があります（所得税法212条1項等）。

○ 一方で、所得税法において課税対象となる場合であっても、その給与所得者の居住地国と日本との間に租税条約等があり、非居住者である給与所得者が、その租税条約等において定める要件（以下の【短期滞在者免税の要件】）を満たす場合には、所定の手続を行うことで日本において所得税が免税となります。

【短期滞在者免税の要件】

次の3つの要件を満たすこと。

- ① 滞在期間が課税年度又は継続する12か月を通じて合計183日を超えないこと。
- ② 報酬を支払う雇用者等は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと。
- ③ 給与等の報酬が、役務提供地にある雇用者の支店その他の恒久的施設によって負担されないこと。

※ この要件は一般的なものであり、個々の租税条約等によってその要件が異なりますので、適用される租税条約等を確認する必要があります。

【内国法人が支払う一時帰国している期間の留守宅手当について】

○ 非居住者である従業員が日本に一時帰国した場合であっても、この従業員は日本国内に住所等を有していないと認められるため、引き続き非居住者に該当します。また、この非居住者である従業員に対して貴社から支払われる一時帰国している期間の留守宅手当については、日本国内において行う勤務に基因する給与と認められるため、国内源泉所得として所得税の課税対象となります。

- その上で、貴社から支払われる一時帰国している期間の留守宅手当については、上記【短期滞在者免税の要件】の②の要件を満たしませんので、短期滞在者免税の適用はなく、非居住者に対する給与としてその支払の際に 20.42%の税率により源泉徴収が必要となります（所得税法 213 条 1 項 1 号等）。

なお、この一時帰国している期間の留守宅手当は、源泉徴収のみで課税関係が終了する仕組みとなっています（所得税法 164 条 2 項 2 号）。

【海外現地法人が支払う給与について】

- 海外現地法人がこの非居住者である従業員に支払う一時帰国している期間の給与については、日本国内において行う勤務に基因するものと認められるため、国内源泉所得として所得税の課税対象となります。この給与については、国内において支払われるものではありませんので、給与の支払の際の源泉徴収は不要ですが、海外現地法人から国内源泉所得である給与の支払を受けたこの従業員は、その給与について、日本において確定申告書の提出及び納税が必要となります（所得税法 172 条 1 項、3 項）。

ただし、この給与が、上記【短期滞在者免税の要件】を満たす場合には、所得税は課されないこととなります。

(所得控除)

問 12. 《マスク購入費用の医療費控除の適用について》 〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕

私は、新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか。

○ 医療費控除の対象となる医療費は、

- ① 医師等による診療や治療のために支払った費用
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています（所得税法 73 条 2 項、所得税法施行令 207 条 1 項）。

○ ご質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

※ 健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象となりません。

問 12-2. 《PCR検査費用の医療費控除の適用について》〔令和2年10月23日追加〕

私は、先日、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか。

○ 医療費控除の対象となる医療費は、

- ① 医師等による診療や治療のために支払った費用
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています（所得税法 73 条 2 項、所得税法施行令 207 条 1 項）。

【①：医師等の判断によりPCR検査を受けた場合】

○ 新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

○ ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

【②：上記①以外の場合（自己の判断によりPCR検査を受けた場合）】

○ 単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

○ ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります（所得税基本通達 73-4 参照）。

※ 医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

問 12-3. 《オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について》

〔令和2年10月23日追加〕

私が通院している医療機関では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン診療を導入しています。

このオンライン診療においては、自宅から医師の治療が受けられるのはもちろん、診療により処方された医薬品については、医療機関から私が希望した薬局に処方箋情報が送付され、その薬局から自宅への配送もできる仕組みとなっています。

オンライン診療は大変便利ですが、この仕組みを利用するためには、以下のとおり、オンライン診療料に係る費用のほか、システムの利用料の支払が必要となりますが、これらの支出は医療費控除の対象となりますか。

- ① オンライン診療料
- ② オンラインシステム利用料
- ③ 処方された医薬品の購入費用
- ④ 処方された医薬品の配送料

○ ご質問のオンライン診療に係る費用については、それぞれ次のとおりとなります。

① オンライン診療料

オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項）。

② オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります（所得税基本通達73-3参照）。

③ 処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項2号）。

④ 処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

<贈与税に関する取扱い>

問 13. 《住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等の延長について

〔令和4年12月20日更新〕

住宅取得等資金の非課税の特例について、次の場合に該当し、期限までに住宅の取得又は居住ができなかった場合でも適用を受けることはできますか。

- ① 令和3年に父から住宅資金の贈与を受けて、家屋の棟上げまで工事が終了し、令和4年12月31日までに居住する見込みであるとして、この特例の適用を受けて令和3年分の贈与税の申告を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の新築工事の工期が延長され同日までに居住できなかった場合
- ② 令和4年に母から贈与を受けた住宅資金について特例の適用を受ける予定であり、住宅の新築又は取得に係る契約を締結したが、新型コロナウイルス感染症の影響で工期が延長され、令和5年3月15日までに新築又は取得ができない場合

- 「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の適用を受けるためには、取得期限（贈与を受けた年の翌年3月15日）までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築（いわゆる棟上げまで工事が了している状態を含みます。）又は取得等をし、居住期限（同年12月31日）までにその家屋に居住する必要があります。
 - ただし、「災害に基因するやむを得ない事情」により、取得期限までに新築等ができなかった場合又は居住期限までに居住ができなかった場合には、それぞれの期限が1年延長され、特例の適用を受けることができます（租税特別措置法70条の2第10項、第11項）。
 - 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、例えば、緊急事態宣言などによる感染拡大防止の取組に伴う工期の見直し、資機材等の調達が困難なことや感染者の発生などにより工事が施工できず工期が延長される場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた自己の責めに帰さない事由については、「災害に基因するやむを得ない事情」に該当するものと認められます。
 - したがって、お尋ねの場合が、上記のやむを得ない事情に該当するときは、
 - ・ ①の場合については、居住期限の延長がされますので、その延長後の期限（**令和5年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
 - ・ ②の場合については、取得期限と居住期限が延長されますので、その延長後の取得期限（**令和6年3月15日**）までにその家屋を新築（※）又は取得し、延長後の居住期限（**令和6年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
- ※ 上記②のうち新築（請負契約）の場合は、上記のやむを得ない事情に該当しない場合であっても、令和5年3月15日までに家屋の棟上げまで工事が終了しており、かつ令和5年12月31日までにその家屋に居住する見込みであれば、この特例の適用を受けることができます。

〔参考〕

- [暮らしの税情報「災害等にあったとき（住宅取得の際の贈与税に関する特例措置）」](#)

<消費税に関する取扱い>

問 14. 《賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について》

〔令和2年5月15日追加〕

不動産賃貸業を営む当社は、テナント賃料の支払の猶予に応じるなど柔軟な措置の実施を検討いただきたいとの政府の要請もあり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けているテナント（賃借人）の支援のために、賃料を一定の期間減額することにしました。

このテナントへの賃貸（資産の貸付け）については、消費税率等の経過措置（旧税率8%）の適用を受けていますが、上記の理由により賃料を減額した場合、引き続き、経過措置が適用されるのでしょうか。

【国土交通省から不動産関連業界への要請の概要】

新型コロナウイルス感染症等の影響により賃料の支払が困難なテナントに対して、その状況に配慮して支払の猶予や賃料の減免に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討いただきたい。

- 資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置（旧税率8%）の適用を受けている賃料を、31年指定日（平成31年4月1日）以後に変更した場合は、変更後に行われる資産の貸付けには当該経過措置は適用されませんが、当該賃料の変更が「正当な理由に基づくもの」であれば、経過措置が適用されます。
- ご質問のように、政府の要請を踏まえて新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために当該賃料を減額することが明らかな場合は、「正当な理由に基づくもの」として取り扱って差し支えありませんので、引き続き、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置が適用されます。
- ※ 賃料の減額に係る変更契約書や覚書等において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する旨を明らかにしておいてください。
- ※ 不動産以外の資産（事務機器等）の貸付けについて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額する場合も、同様に取り扱って差し支えありません。
- ※ 当該政府の要請が行われる前に、賃貸業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額した場合も、同様に取り扱って差し支えありません。

〔参考〕

- [平成26年10月27日付課消1-35ほか4課共同「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）19《正当な理由による対価の増減》](#)
- [令和2年3月31日付国土交通省通知・国土動第149号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（依頼）](#)
- [令和2年4月17日付国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（補足その2）](#)

問 14-2. 《事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金等の消費税の取扱い》

〔令和 3 年 2 月 26 日追加〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金や給付金については、消費税の課税対象となりますか。

- 消費税法上、国内において事業者が対価を得て行う「資産の譲渡」や「役務の提供」等に対して消費税を課するとされています（消費税法 2 条 1 項 8 号、4 条 1 項）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業者が国や地方公共団体から支給を受ける助成金や給付金については、一般的に、資産の譲渡や役務の提供等を行うことの反対給付として事業者が受けるものではないことから、消費税の課税対象となりません（消費税不課税）。

問 14-3. 《医療機関が受領するワクチンの接種事業に係る委託料の消費税の取扱い》

〔令和 3 年 6 月 22 日追加〕

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種事業に関し、市町村と医療機関との間でワクチン接種事業の委託契約を締結し(※)、市町村から医療機関に対し委託料が支払われますが、この場合の委託料は消費税の課税対象となりますか。

※ 新型コロナウイルスワクチンの接種に当たり、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、原則として、実施主体(市町村)と実施機関(医療機関)の間で締結されるワクチン接種事業の委託契約については、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約(集合契約)を実施することとされています。

- 消費税法上、国内において事業者が対価を得て行う「資産の譲渡」や「役務の提供」等に対して消費税を課するとされています(消費税法 2 条 1 項 8 号、4 条 1 項)。
- ご質問の委託料については、医療機関が市町村に対して「ワクチンの接種事業」を行うという役務の提供の対価であり、消費税の課税対象となります。

〔参考〕

その課税期間の基準期間(※ 1)における課税売上高(※ 2)が 1,000 万円を超える(※ 3)事業者は、消費税の課税事業者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります(消費税法 9 条、45 条)。

消費税の納付税額は、原則として課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の場合には、あらかじめ「簡易課税制度」を選択する旨の届出書を所轄税務署長に提出することにより(※ 4)、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上に係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」^(※ 5)を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算することができます(消費税法 37 条)。

※ 1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度をいいます。

※ 2 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)と、輸出入取引などの免税売上金額の合計額です。返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)を控除した残額をいいます。なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高には消費税が含まれていませんので、基準期間における課税売上高を計算するときには税抜きの処理は行いません。

※ 3 その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（個人事業者はその年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。）における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、課税事業者となります（消費税法 9 条の 2）。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

※ 4 適用しようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

※ 5 医療機関が市町村に対して委託料を対価として行う「ワクチンの接種事業」や、医療機関が患者に対して行う社会保険医療以外の自由診療は「第五種事業」（みなし仕入率 50%）に該当します。

➤ [タックスアンサー No.6501（納税義務の免除）](#)

➤ [タックスアンサー No.6505（簡易課税制度）](#)

<租税条約に関する取扱い>

問 15. 《国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出できない場合の取扱い》〔令和2年5月29日追加〕

当社（源泉徴収義務者）は、外国法人（非居住者等）へ源泉徴収の対象となる著作権等の使用料を支払う予定です。

その外国法人は、租税条約による源泉所得税の免除を受けたいとのことですが、その免除を受けるためには、租税条約に関する届出書をその使用料の支払日の前日（期限）までに当社を経由して、税務署に提出する必要があります。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う国際郵便物の引受停止等により、期限までに届出書の提出ができそうにありません。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その使用料に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法 212 条 1 項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 2 条 8 項、9 項等）。

- ご質問のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに租税条約に関する届出書の原本を提出できない場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、源泉徴収義務者が非居住者等からメール等により受領した届出書（その添付書類を含みます。）を出力したものを税務署に提出することとして差し支えありません。

- なお、非居住者等が租税条約に関する届出書の原本の提出をすることができることとなった際には、源泉徴収義務者は遅滞なく届出書の原本の提出を受ける必要がありますが、税務署からその原本の提出を求められるまでの間は、源泉徴収義務者において、その原本を保管しておくこととして差し支えありません。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。

問 15-2. 《租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない場合の取り扱い》〔令和2年5月29日追加〕

当社（源泉徴収義務者）から源泉徴収の対象となる配当の支払を受ける外国法人（非居住者等）が、租税条約による源泉所得税の免除を受けるためには、租税条約に関する届出書に外国の税務当局が発行する居住者証明書を添付する必要があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、その外国の税務当局における居住者証明書の発行が遅延しており、届出書の提出期限までに居住者証明書を取得することが困難な状況となっています。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書（居住者証明書等の添付書類を含みます。）を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その配当に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法 212 条 1 項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 2 条 8 項、9 項等）。

- ご質問のように、租税条約に関する届出書に居住者証明書を添付する必要がある場合において、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国の税務当局による居住者証明書の発行が遅延している旨の申立てがあり、次のように非居住者等が条約相手国の居住者であることが確認できる場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、それぞれ次の方法によることとして差し支えありません。

- ① 源泉徴収義務者が非居住者等の居住者証明書の写し（おおむね 1 年以内に発行されたもの）を保管している場合

源泉徴収義務者がその写しのコピーを作成し、その届出書に添付して提出する（後日、税務署から直近の居住者証明書等の確認を求められた場合には、その証明書の提出等をする）方法

- ② 非居住者等が源泉徴収義務者の関連会社等（※ 1）であって、その源泉徴収義務者において、その非居住者等が条約相手国の居住者であることが明らかな場合

その源泉徴収義務者がその届出書の余白部分にその旨を記載（※ 2）して提出する（後日、居住者証明書の発行を受けた際には、その居住者証明書にその届出書の控え（税務署の收受印の押印のあるもの等）の写しを添付して税務署に提出する）方法

※ 1 関連会社等とは、源泉徴収義務者と資本関係や人的関係等を有する者で、その者が条約相手国の居住者であることについてその源泉徴収義務者において判断することができる者をいいます。

※ 2 届出書の余白部分には、例えば、「所得者は、支払者の親会社であり、〇〇国の居住者であることが明らかである。居住者証明書の発行が遅延しているため、当該証明書は後日提出する。」と記載してください。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

問 1. 《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置》

〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年 4 月 30 日成立、同日施行。以下、問 2 以降について「新型コロナ税特法」といいます。）等で新たに措置された税制上の措置について教えてください。

○ 今般、国税に関する税制について措置されたものは、以下のとおりです。

- ① 納税の猶予制度の特例【問 2 参照】
- ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例【問 3 参照】
- ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制【問 4 参照】
- ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用【問 5 参照】
- ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化【問 6 及び 7 参照】
- ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例【問 8 参照】
- ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税【問 9 参照】

※ ①,②,④,⑤及び⑥の特例につきましては、原則として既に申請・適用期間が終了しております。

○ これらの措置の概要については、次ページからの問 2 から問 9 をご覧ください。

〔参考〕

➤ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

<納税の猶予制度の特例>

問 2. 《納税の猶予制度の特例》 【令和 4 年 12 月 20 日更新】

「納税の猶予制度の特例（特例猶予）」について教えてください。

※ 本特例は、原則として既に申請期間が終了しております。ただし、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、申請方法等については、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで 1 年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（以下「特例猶予」といいます。新型コロナ税特法 3 条）。

○ 特例猶予は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税が対象となりますので、令和 3 年 2 月 2 日以降に納期限が到来する国税には適用がありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、原則として 1 年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります（[3 納付の猶予制度関係参照](#)）。

※ 令和 4 年における延滞税の軽減については、年 8.7%の割合が年 0.9%の割合となります。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しておりますので、猶予に関するご相談等については、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

➤ 国税の納税の猶予制度 F A Q

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_05.pdf

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0021001-141_04.pdf

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

問3.《欠損金の繰戻しによる還付の特例》〔令和4年12月20日更新〕

新たに措置された「欠損金の繰戻しによる還付の特例」について教えてください。

※ 本特例は、既に適用期間が終了しております。

○ 今般、措置された特例「欠損金の繰戻しによる還付の特例」とは、これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、利用できる法人の範囲を拡大して、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用することができることとされました（新型コロナ税特法7条）。

※ ただし、**大規模法人**（資本金の額が10億円を超える法人など）の**100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等**は除かれます。

○ 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告法人で、各事業年度において生じた欠損金について、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰り戻し、その所得に対する法人税額の全部又は一部を還付することができる制度です。

○ この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

○ 還付請求を行う場合は、欠損事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください。

※ 今回設けられた特例により**本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に欠損事業年度の確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日**となります（新型コロナ税特法附則4条）。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告や還付請求の手続が困難な場合には、個別に期限延長が認められます（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

※ 期限の個別延長については、「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問1をご覧ください。

〔参考〕

- 国税庁リーフレット「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf
- タックスアンサー（法人税）「No.5763 欠損金の繰戻しによる還付」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>
- 還付請求書の様式など、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
〔手続名〕欠損金の繰戻しによる還付の請求
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

問 4. 《テレワーク等のための中小企業の設備投資税制》 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕

新たに措置された「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」について教えてください。

- 今般、措置された特例「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」により、中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることができることとされました（租税特別措置法 42 条の 12 の 4）。

※ 中小企業経営強化税制の対象設備について、これまでの「生産性向上設備」と「収益力強化設備」の 2 つのタイプのほか、新たな類型として「デジタル化設備」が追加されました。

※ 「デジタル化設備」については、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象設備となります。

- 中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の 7 %（資本金の額が 3,000 万円以下の法人などは 10 %）の税額控除をすることができる制度です。

- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

➤ 中小企業庁ホームページ：経営サポート「経営強化法による支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

〔参考〕

➤ 国税庁リーフレット「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf

➤ タックスアンサー（法人税）「No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用>

問5.《文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用》〔令和4年12月20日更新〕

新たに措置された「文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」について教えてください。

※ 本特例は、既に適用期間が終了しております。

○ **寄附金控除**は、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、**特定寄附金を支出した場合に所得から控除できる制度（所得控除）**です（所得税法78条）。

また、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、**税額控除を選択することができる**こととされています（租税特別措置法41条の18、41条の18の2、41条の18の3）。

○ 今般の新型コロナ税特法においては、観客等が**指定行事（※1）の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の全部又は一部の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間（指定期間）**内にした場合には、観客等がその年の指定期間内において放棄をした部分の**入場料金等の払戻請求権の価額（※2）の合計額（最高20万円）**について、**寄附金控除の対象（所得控除・税額控除）**とすることとされました（新型コロナ税特法5条）。

※1 「指定行事」とは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であった文化芸術・スポーツに関する行事のうち、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの要請を受けて中止等を行った行事であると認められるものとして文部科学大臣が指定するものとされており、具体的には、文化庁・スポーツ庁のホームページに公表される予定です。

※2 特定寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金の額（現行の寄附金控除の対象として控除可能なもの）やその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められものの金額を除きます。

○ この特例の適用を受けるためには、放棄をした翌年の確定申告において、原則として、確定申告書に**次の書類を添付する必要があります**。主催者からこれらの証明書の交付を受けてください（新型コロナ税特令3条、新型コロナ税特規3条）。

- ・ **指定行事認定証明書**（指定行事に該当することその他一定の事実を証する書類）の写し
- ・ **払戻請求権放棄証明書**（放棄をした入場料金等の払戻請求権の価額その他一定の事実を証する書類）

※ 法人が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合の法人税の取扱いについては、「**4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係**」の**問5**をご覧ください。

〔参考〕

- 文化庁ホームページ
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html
- スポーツ庁ホームページ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

問 6. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化》 【令和 4 年 12 月 20 日更新】

新たに措置された「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について教えてください。

※ 本特例は、既に適用期間が終了しております。

○ **住宅ローン控除**は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合において、その**取得等の日から 6 か月以内**に居住の用に供するなど一定の要件を満たしたときは、原則として毎年の住宅ローン残高の 1 % を 10 年間、**所得税等から控除**する制度です（租税特別措置法 41 条）。

なお、**消費税率 10% が適用**される住宅を**令和 2 年 12 月 31 日までに取得等**をした場合には、控除期間を **13 年間に延長**する特例措置（建物購入価格等の消費税率 2 % 分の範囲で減税）が設けられています（租税特別措置法 41 条 13 項～17 項）。

○ 今般の新型コロナ税特法においては、上記の**住宅ローン控除の適用要件**について、次の**弾力化**が設けられました（新型コロナ税特法 6 条）。

① 中古住宅を取得した後、その住宅に入居することなく増改築等工事を行った場合の住宅ローン控除については、**新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置**（以下「新型コロナウイルス感染症等」といいます。）の**影響によって工事が遅延**したことなどにより、その住宅への入居が控除の**適用要件である入居期限要件（取得の日から 6 か月以内）を満たさないこととなった場合**でも、次の要件を満たすときは、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法 6 条、新型コロナ税特令 4 条）。

- ・ **一定の期日（※）までに**、増改築等の契約を締結していること
- ・ **増改築等の終了後 6 か月以内に**、中古住宅に入居していること
- ・ **令和 3 年 12 月 31 日までに**中古住宅に入居していること

※ 中古住宅の取得をした日から 5 か月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和 2 年 4 月 30 日）から 2 か月を経過する日のいずれか遅い日。

② 住宅ローン控除の控除期間 13 年間の特例措置については、上記①と同様に、**新型コロナウイルス感染症等の影響により**、控除の対象となる住宅の取得等をした後、その住宅への入居が**入居の期限（令和 2 年 12 月 31 日）までにできなかった場合**でも、次の要件を満たすときには、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法 6 条、新型コロナ税特令 4 条）。

- ・ **一定の期日（※）までに**、住宅の取得等に係る契約を締結していること
- ・ **令和 3 年 12 月 31 日までに**住宅に入居していること

※ 新築については令和 2 年 9 月末、中古住宅の取得、増改築等については令和 2 年 11 月末。

〔参考〕

➤ 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000044.html

問 7. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続》

〔令和 4 年 12 月 20 日更新〕

前問の「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について、申告手続を教えてください。

※ 本特例は、既に適用期間が終了しております。

○ 住宅ローン控除の適用を初めて受ける方は、確定申告の際に、住宅ローン控除の計算明細書などの**必要書類を確定申告書に添付**して税務署長に提出する必要があります。

前問の適用要件の弾力化がなされた住宅ローン控除を受ける方は、これらの書類に加えて、**前問①②の弾力化のケースに応じて、それぞれ次の書類を確定申告書に添付する必要がある**（新型コロナ特令 4 条、新型コロナ特規 4 条）。

（前問①のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（既存住宅の取得後増改築等を行った場合用）**

- ・ この書類は、取得した中古住宅に取得から 6 か月以内に入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

（前問②のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（控除期間 13 年間の特例措置用）**

- ・ この書類は、控除期間 13 年間の特例措置の適用の対象となる住宅に令和 2 年 12 月 31 日までに入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

※ これらの申告書兼証明書については、国土交通省が定めた様式を国税庁ホームページにおいて掲載しています。

➤ 入居時期に関する申告書兼証明書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf>

○ なお、給与所得者の方は、適用 2 年目以降の各年分の所得税等について、年末調整によってこの控除を受けることができます。

年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、

- ・ 税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書
- ・ 住宅ローンの年末残高等証明書

を給与支払者に提出してください。

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

問 8. 《消費税の課税選択の変更に係る特例》 【令和 4 年 12 月 20 日更新】

新たに措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。

※ 本特例は、既に適用期間が終了しております。

- 今般、措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下この間では「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間^{※1}以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました^{※2}（新型コロナ税特法 10 条）。

※1 「特定課税期間」とは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間のうち任意の 1 か月以上の期間において新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった場合の、その期間内の日を含む課税期間をいいます。

※2 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間のうち任意の 1 か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね 50%以上）している事業者

- また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2 年間の継続適用要件等は適用されません（本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

- 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください[※]。

※ 国税通則法第 11 条の規定により特定課税期間の確定申告期限が延長されている場合、原則として、この承認申請の期限も延長されます。その他、本特例の詳細については以下のリンク先をご覧ください。

➤ 消費税の課税選択の変更に係る特例について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

（参考）簡易課税制度の適用に関する特例について

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の 2）。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

問9.《特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税》〔令和5年5月8日更新〕

新たに措置された「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」について教えてください。

- 今般、措置された特例「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書（※）のうち、令和6年3月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税とされました（新型コロナウイルス税法11条）。

※ 非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等を行います。）又は金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関を行います。）が、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書を行います。

- また、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出（※）し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

※ 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

- 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>